# 2024年度(令和6年度) 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:釧路市

#### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86. 9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85. 2%
全職員	73. 8%

#### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

# (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	84. 4%
本庁課長相当職	94. 5%
本庁課長補佐相当職	99. 6%
本庁係長相当職	97. 0%

# (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	100. 0%
31~35年	99. 9%
26~30年	97. 9%
21~25年	91. 1%
16~20年	90. 7%
11~15年	90. 3%
6~10年	92. 2%
1~5年	75. 2%

#### 【説明欄】

- ・職員の給与は、条例に基づいて決定しており、性別により差異は生じない。ただし、勤続年数、扶養の状況等が異なることから、差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの勤務時間が38.75 時間未満の者については、 勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・相対的に給与水準が高い医師職の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・相対的に給与水準が高い係長職以上の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・時間外勤務手当及び扶養手当、住居手当の支給額について、男性職員による受給が多い。
- ・2(2)1~5年の欄について、相対的に給与水準が高い医師職の職員が、勤続年数が短い傾向にあり、 かつ、当該男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【参考:医師職を除く】

# 2024年度(令和6年度) 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:釧路市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93. 6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93. 7%
全職員	79. 8%

# 2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94. 8%
本庁課長相当職	98. 5%
本庁課長補佐相当職	99. 6%
本庁係長相当職	100. 6%

# (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	100. 1%
31~35年	100. 9%
26~30年	99. 5%
21~25年	94. 4%
16~20年	96. 7%
11~15年	92. 9%
6~10年	100. 9%
1~5年	101. 7%

#### 【説明欄】

- ・職員の給与は、条例に基づいて決定しており、性別により差異は生じない。ただし、勤続年数、扶養の状況 等が異なることから、差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの勤務時間が 38.75 時間未満の者については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・扶養手当及び住宅手当の支給額について、男性職員による受給が多い。
- ・夜勤等に伴う各種手当の支給が発生する看護師において、女性職員の占める割合が男性職員よりも高い。
- ・1全職員の欄について、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員について、女性職員の占める割合が 男性職員よりも高い。
- \* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。